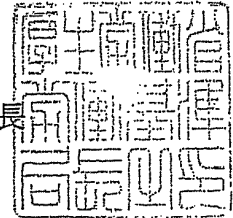


基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日



代表取締役 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

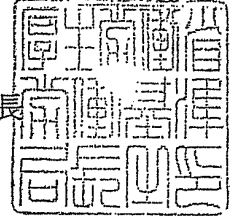
- 1 届出年月日等
平成 15 年 2 月 10 日 基安化収第 0210001 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 12 月 26 日 厚生労働省告示第 462 号
- 3 官報公示名称
アクリル酸=4-(2,3-エポキシプロポキシ)ブチル



基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日


取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

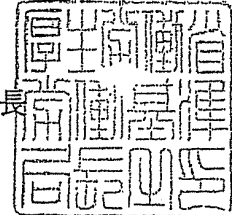
- 1 届出年月日等
平成 15 年 6 月 10 日 基安化収第 0610001 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 12 月 26 日 厚生労働省告示第 462 号
- 3 官報公示名称
2-(4-アミノフェニル)-1H-ベンゾイミダゾール-6-アミン

77

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

- 1 届出年月日等
平成 14 年 7 月 5 日 基安化収第 0705002 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 3 月 27 日 厚生労働省告示第 132 号
- 3 官報公示名称
p-アミノベンゼンチオール=ナトリウム塩

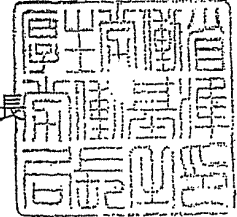
77

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

[Redacted]

取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



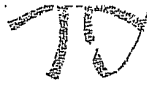
変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

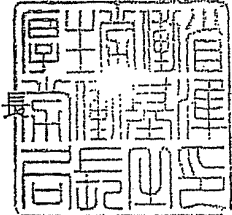
- 1 届出年月日等
平成 15 年 5 月 7 日 基安化収第 0507002 号
- 2 官報掲載年月日
平成 16 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 134 号
- 3 官報公示名称
(R)-3-クロロフェニルオキシラン



基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日


代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

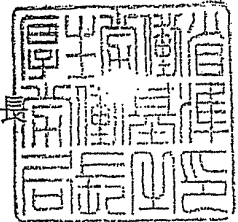
- 1 届出年月日等
平成 14 年 12 月 18 日 基安化収第 1218001 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 238 号
- 3 官報公示名称
1,3-ジアリル-5-(2,3-エポキシプロパン-1-イル)-1,3,5-トリアジン
-2,4,6-トリオン

77

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日


代表取締役 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

1 届出年月日等

- (1) 平成 15 年 2 月 25 日 基安化収第 0225011 号
- (2) 平成 15 年 2 月 25 日 基安化収第 0225012 号

2 官報掲載年月日

- (1) 平成 15 年 9 月 26 日 厚生労働省告示第 315 号
- (2) 平成 15 年 12 月 26 日 厚生労働省告示第 462 号

3 官報公示名称

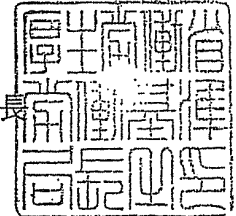
- (1) 2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ペルフルオロプロポキシ)プロパン酸
=1,5-ジクロロ-1,1,2,3,3,4,4,5,5-ノナフルオロペンタン-2-イル・
2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ペルフルオロプロポキシ)プロパン酸
=3,5-ジクロロ-1,1,1,2,3,4,4,5,5-ノナフルオロペンタン-2-イル・
2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ペルフルオロプロポキシ)プロパン酸
=4,5-ジクロロ-1,1,1,2,3,3,4,5,5-ノナフルオロペンタン-2-イルの
混合物

(2) 1,5-ジクロロ-1,1,3,3,4,4,5,5-オクタフルオロペンタン-2-オンと
3,5-ジクロロ-1,1,1,3,4,4,5,5-オクタフルオロペンタン-2-オンと
4,5-ジクロロ-1,1,1,3,3,4,5,5-オクタフルオロペンタン-2-オンの
混合物

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

代表取締役 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

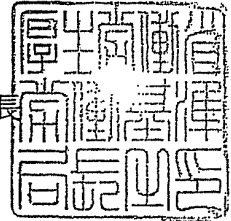
- 1 届出年月日等
平成 14 年 11 月 13 日 基安化収第 1113002 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 9 月 26 日 厚生労働省告示第 315 号
- 3 官報公示名称
2,4-ジニトロ-1-(4-ニトロフェノキシ)ベンゼン

77

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日


代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

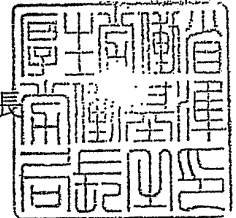
- 1 届出年月日等
平成 14 年 6 月 10 日 基安化収第 0610003 号
- 2 官報掲載年月日
平成 14 年 12 月 25 日 厚生労働省告示第 390 号
- 3 官報公示名称
3,4-ジメトキシフェニルヒドラジン=塩酸塩



基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日


代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

1 届出年月日等

- (1) 平成 14 年 11 月 26 日 基安化収第 1126001 号
- (2) 平成 14 年 11 月 26 日 基安化収第 1126003 号

2 官報掲載年月日

- (1) 平成 15 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 238 号
- (2) 平成 15 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 238 号

3 官報公示名称

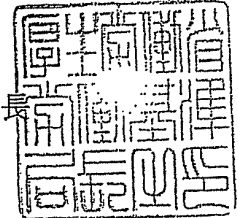
- (1) トリブロモアセチル=クロリド
- (2) 2-メチル-2-(2,2,2-トリブロモアセチルアミノ)プロパノイル=クロリド

70

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

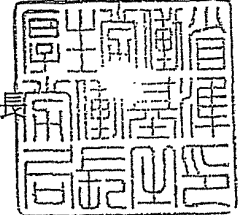
- 1 届出年月日等
平成 14 年 8 月 26 日 基安化収第 0826013 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 238 号
- 3 官報公示名称
ナフタレン-1,6-ジオール・1,4-ビス(メトキシメチル)ベンゼン重縮合物
と 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンとの反応生成物

74

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

代表取締役 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

- 1 届出年月日等
平成 14 年 2 月 1 日 基安化収第 0201003 号
- 2 官報掲載年月日
平成 14 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 221 号
- 3 官報公示名称
ビス(2-クロロエチル)アミン=一塩酸塩

70

記

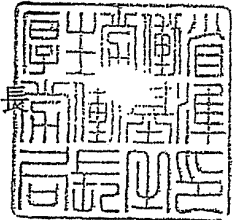
- 届出年月日等
平成 14 年 12 月 25 日 基安化収第 1225002 号
- 官報掲載年月日
平成 15 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 2 3 8 号
- 官報公示名称
ビス(2-ブロモエチル)アミン=臭化水素酸塩

70

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日


代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

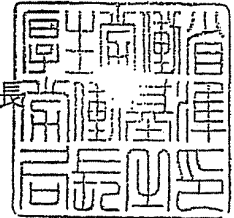
記

- 1 届出年月日等
平成 14 年 8 月 21 日 基安化収第 0821002 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 238 号
- 3 官報公示名称
5'-[N,N-ビス(2-メトキシエチル)アミノ]-2'-[(2-シアノ-4,6-ジニトロフェニル)ジアゼニル]アセトアニリド

基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



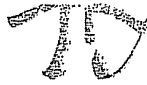
変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

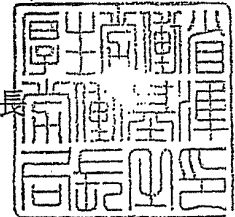
- 1 届出年月日等
平成 14 年 9 月 20 日 基安化収第 0920005 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 6 月 27 日 厚生労働省告示第 238 号
- 3 官報公示名称
1-ブロモ-3-(1,1-ジメチルエチル)-5-メチル-2-(プロパ-2-エン-1-イルオキシ)ベンゼン



基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

代表取締役 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

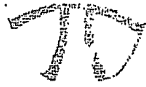
労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

- 1 届出年月日等
平成 15 年 3 月 12 日 基安化収第 0312006 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 12 月 26 日 厚生労働省告示第 462 号
- 3 官報公示名称
3-(ブロモメチル)ビフェニル

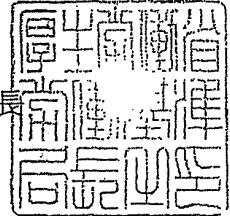
- 届出年月日等
平成 14 年 5 月 24 日 基安化収第 0524004 号
- 官報掲載年月日
平成 15 年 3 月 27 日 厚生労働省告示第 1 3 2 号
- 官報公示名称
1, 1, 1, 3, 3-ペンタクロロプロパン-2-オン



基発第 0827003 号
平成 16 年 8 月 27 日

代表取締役社長 殿

厚生労働省労働基準局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴殿から届出のあった下記の化学物質（以下「届出物質」という。）に係る有害性の調査の結果について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たところです。

つきましては、届出物質の製造又は取扱いに関し、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1）に基づく措置を講じるようお願いします。

記

- 1 届出年月日等
平成 15 年 3 月 4 日 基安化収第 0304002 号
- 2 官報掲載年月日
平成 15 年 12 月 26 日 厚生労働省告示第 462 号
- 3 官報公示名称
ヨードメチルシクロプロパン

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針

平成5年5月

1 趣 旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

- (1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

イ 作業環境管理

- (イ) 使用条件等の変更
- (ロ) 作業工程の改善
- (ハ) 設備の密閉化
- (ニ) 局所排気装置等の設置

ロ 作業管理

- (イ) 労働者の変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - (ロ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - (ハ) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮
- (2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。
- イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
 - ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。
 - ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。
 - ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。
- (3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業させること。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期的に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
 - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
 - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
 - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
 - ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4時間以上とすること。
- (3) (1) のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

5 危険有害性等の表示について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」（平成4年労働省告示第60号）に基づき、変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合には化学物質等安全データシートを交付し、容器、包装等にラベル表示を行う等の措置を講ずること。

6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- イ 労働者の氏名
- ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事することとなった日から30年間保存するよう努めること。